

保 姆 と 訓 導

目白幼稚園長 和 田 實

二

普通教育と云ふ一つの仕事に從事する、一群の教育者は、皆一様の通念を持ち、一定の目的と一定の方針の下に、國家の需要に應じて、夫々次代の國民の養成に、從事す可き筈であるから、其教養の程度は、大體に於て、同様であり、其資格は無論、同一のものでなければならぬと思はれるのであるが、何事にも階級を付けねば氣の済まぬ日本の爲政者は、此普通教育に從事する所謂訓導には、下級訓導と上級訓導とを區別して居る。然して、其下級訓導と幼稚園保姆との境界に於ても、嚴然たる區別を立てゝ訓導は保育を知らず、保姆は學校教育を知らぬもので、差支ないものとして、兩者の區別を明にし、其資格を異にして居る。保姆は果して、學校教育を知らずして、善いものだらうか。訓導は果して、幼兒教育を知らずして、善いものだらうか。吾人は根本的に我國の師範教育に對して、此不滿を訴へたいと思ふものである。

法令の上から見ると、幼稚園の保姆は小學校訓導としての資格は全然ないのみならず、實質的にも、小學校教育を知らないものが多い。併し、訓導の方は無試験検定に因つて、容易に保姆の免許状を得ることが出来る様になつては居るが、其實質に於ては幼稚園の保育を知らぬと云ふ狀態である。幼稚園と小學校との連絡問題を八盞しく云ふならば、此兩教育者の階級的區別をば、先づ徹去して掛らねばならぬと思はれる。即ち、吾人の考へる所では、訓導と保姆との區別を徹廢し、

- 一、訓導となるものは、當然、幼兒教育の方法に關する修養を充分に與ふること。
- 二、幼稚園の保姆たるものにも、訓導として修養を充分ならしむること。

三、法令上に於ける訓導と保姆との區別を廢し、兩者を全く同一の資格のものとすること。

の三つの改正を施したいと思ふのである。

教育上に感化誘導の必要なことは云ふ迄もないことで、今更、其必要を論ずるは、坊主に說法の類であらうが、實際的に見ると、學校の先生は存外、誘導教育を等閑にして居る。教授の徹底とか、教權の確立とか、口說、命令の威力を信仰して、何事も、説述、注入の方法で、萬事を簡単に片附け様とする傾きがある。従つて、廻りくどい誘導的方法で、効果を未來に期すると云ふ様な、手ぬるい方法など、面倒くさいと云ふ風である。教授は知能の上にこそ、其効果は著るしいが、其性情に及ぼす効果に於ては、確固不拔の習慣的効果や、深き興味に根ざす遊戯的効果には到底、及ぶ可くもないものであるから、學校教育に於ても、一方に於て、意識的に、統覺的に、其知能方面から、教育すると共に、他方には無意識的に、感化的に、習慣的に、其日常生活を誘導し、其遊戯的生活を楽配して遣ることが、必要である。然るに、現在に於ける師範教育に於ては、此方面に於ける、修養を缺いて居る。殊に、尋常科正教員の修養に於て、大に其必要を感じるにも係らず、全然、其修養を缺いて居る。是は現在に於ける師範教育改善の急務であると思ふのである。既に、法令上に於て、尋常科本科正教員には幼稚園の保育に對しては、單に、形式的に無試験検定を願ひ出るだけで、保姆としての資格を與へるのであるから、實質的には尋正の免狀を附與する時に、保育の方法に關する相當の修養を要求して、然る可きであらうのに、實際は何等の試験を施して居ない。即ち、尋常科正教員は保育に關する何等の教養もなしに、保姆の資格を得ることが出来るのである。

是は甚だしき保育侮辱ではあるまいか。吾人は制度としては現在、尋正に無試験で、保姆の資格を與へることに、決して反対するものではない。寧ろ、制度としては、是は當然だとは思ふが、同時に、尋正の修養上に、此制度に適ふ教養を要求したいのである。或は「現在の法令を改正して、尋正資格者と雖も保育的修養のないものには保姆の無試験検定を施

さぬ様に改めよ」と云ふものもあるが、吾人は制度としては現在の方が宜しい様に思ふし、進んでは尋正には當然、免狀を要求することなしに、保姆の資格を與へ可きであるとさへ思ふのであるが、其尋正の實質的資格の中には勿論、保育に關する修養をば充分に要求す可きであらうと思ふのである。或は云ふ人がある。保育専門の教養を要する。保姆としての特別の教育を受くることなしに保育者たらんとするは無理である。大學や中等學校に教育者たることが出來ても、小學校の教育者とはなれないと同様に、小學校の先生だからとて、幼稚園の先生には不都合である。是は全然別種の教育であるから、教育者としても別種の人を要する。と云ふ人があるが、吾人は其全部を是認することは出來ぬ。小學校の教育と幼稚園の教育の別種であることに異論はないが、此幼稚園の教育方法を小學校が取入れて其教育方法上に利用することには、決して反対す可きでなく、寧ろ小學校教育の悅ぶ可き進歩であるとしたならば、小學校の先生が實質的に幼稚園の保育法を修得することは、何等の不都合なきのみならず、大に悦ぶ可きことではあるまいか。従つて、小學校の先生が實質的にも形式的にも、幼稚園保育の資格を持つと云ふことは、教育者としては、非常な進歩であると思ふのである。吾人は一日も早く斯る時期の到來せんことを希望するものである。或は又、小學校の先生と幼稚園の保姆とは、全然、異つた教養を要する様に考へて居る人があるが、是は吾人には解せぬことである。訓導と保姆との修養の上に、何が特殊であらうか、心理學か、教育學か、常識的學術か、何が兩者を區別するのであらうか、吾人には解し兼ねる。恩物の取扱が幼稚園の特別であるから、保姆は特別の教養を要するとか、其は餘りに偏狹である。恩物とて、廣く考へれば、幼兒の一玩具に過ぎない。其玩具の取扱が保姆の専門的修養を要求するとは考へられない。他の保育事項にしても、或程度迄は皆小學校の先生の知らねばならぬもので、決して、幼稚園の先生の専門として他人の侵入を許さぬ様な専門的性質はないのである。若し、必要ならば、幼稚園で實行して居る教育法は、全部小學校の教育に利用して、決して、差支ないものである。否、吾人は小學校の嚴格なる教授の間に、寧ろ、幼稚園の保育法の一部分を取り入れて、大に、誘導的教育を施す可き

であると考へるのである。従つて、將來の小學校訓導は、大に、保育法を研究して置く可きであると思ふのである。斯様にして、小學校の先生が幼稚園の保育法に通する様になれば、現在、法令に示される通り、小學校の正教員が其儘、無試験で保母の資格を得るとした所で何等不都合はないと思ふ。此意味に於て、吾人は現在の尋常小學校本科正教員の試験中に保育に關する科目を入れたいと思ふのである。若くば、教育學の中に保育法を統合す可きであると思ふのである。

次に、吾人は幼稚園の先生も、小學校教育に關する修養をして欲しいと思ふことである。保育は教育であつて、單に、子守ではない。積極的に施設を要し、教育を要する。一定の目的に向ひ、準備と誘導とを要する。次の教育の如何なるものであるか、誘導す可き前途は如何にと云ふことは保母の知らねばならぬことではあるまいか。是を知らないで、人の子を教育しやうと云ふことは、無理ではあるまいか。既に、法令に於ても保母の試験が、尋正の試験に準じて、行はれることになつて居る以上、保母が尋常小學校の仕事を知ることは、唯一歩半歩の進みに過ぎない。之を進んで知つて置くことゝ、退いて、關せず焉で過ごすのと、其保育上に及ぼす誘導的効果は何んなであらうか、云はずと判ることではあるまいか。して見れば、將來保母とならうとする人は、受験に際して、單に、保母として受験するよりは、僅か一步のこと、進んで尋正の試験を受けて其上で保母の資格を得ることが、個人的にも得策ではあるまいか、斯様にして、幼稚園の先生が小學校の仕事に理解ある様になれば小學校と幼稚園との連絡問題などは六ヶ敷い問題ではなくなると思ふ。斯る時が到來したならば、小學校の先生は何時でも保母になれ、幼稚園の先生も、何時でも、小學校の仕事が出来る様になり、従つて幼稚園の先生と小學校の先生とに、階級的區別を鮮明に付する必要がなく、即ち、訓導と保母との階級的に區別する必要はなくなると思ふ。吾人は訓導と保母との階級的區別の必要を認めない。將來、成る可く早く此區別を徹底して、兩者を同一の修養、同一の資格の下に統一したいと思ふものである。

人に因ると、保育は一種特別な教育で、一般教育者の浸入を許さぬものゝ様に考へて居る人があるが、吾人には考へら

れぬことである。吾人は寧ろ速かに、一般の教育者が幼稚園教育の方法、即ち誘導的教育の方法を其教授的方法の間に利用して、情意の方面より偉大なる感化誘導の實を擧げんことを望むものである。既に、自發活動に基く作爲教育、勤労教育は教育の根本原則として、幼稚園が當初より遵奉して來た所の主義であるが、今日は小學校に於ても、此主義は盛に適用せられる様になつた。其他誘導的方法と雖も、漸次、一般の教育者に利用せらるゝことは當然であると思ふ。従つて幼稚園教育も、一般教育と融合統一せられてこそ、完全なる効果を擧ぐ可きで、決して、幼兒教育のみ特種がつて、獨り善がりす可きものではないと思ふのである。故に、幼稚園の先生は、一步を進めて、小學校の先生たる可き資格を持つ可きである。そして、一日も早く訓導と保姆との階級區別を徹廢す可きであると思ふのである。